

第 1 章 習志野市の教育ビジョン

1. 基本目標

学校施設再生計画を実効性ある計画とするため、習志野市の教育ビジョンを体現した計画とします。

習志野市の教育ビジョン

豊かな人間性とすぐれた創造性を育む習志野の人づくり

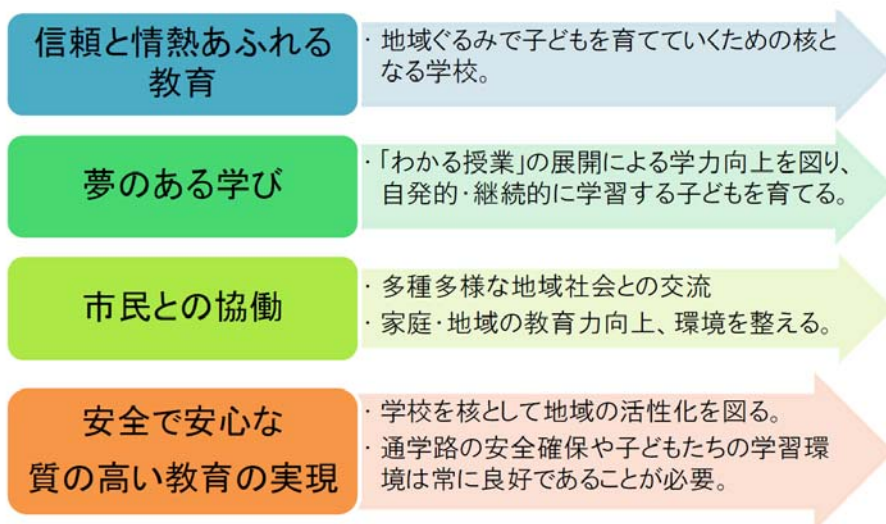
教育は人づくりであり、人づくりは都市（まち）づくりである。

自立し継続的に学び、優しさと思いやりをもち、他者との良好な人間関係を築き、地域や社会との関わりの中で市民及び職業人として自らの責任と役割を果たすとともに、芸術・文化・スポーツに親しむ中で人生を潤いのあるものにしていくことのできる「豊かな人間性」に溢れた人づくりを推進する。

そのために子どもの知・徳・体のバランスのとれた力（生きる力）の育成に加えて、他者との対話力の向上や ICT を媒介とする対話のほか、読み解く力、説明力、感情表現力など言語活動の充実に取り組み、協調性・思いやり・異文化、他者の考えに共感する力をもった人づくりを推進する。

2. 具体的な取り組み項目

以下の 4 つの項目を具体的な取り組み項目とします。



3. 学校教育を推進するための学校施設における視点

本市の新しい学校施設づくりは、関係法令及び文部科学省の小学校施設整備指針等を基本とし、長年培われた各校の特色や教育理念・教育環境に十分に配慮しながら、次に掲げる視点で進めるものとします。

【柔軟性に富んだ施設】

- ・多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造とする。

【ゆとりと潤いのある施設】

- ・児童の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに学習意欲を高める生活空間、談話スペースなどの空間を形成する。

【環境に配慮した施設】

- ・自然エネルギーの有効活用や緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和したまちを形成する。

【安全・安心で質の高い教育環境】

- ・学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生する。

【地域との交流・連携施設】

- ・地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成する。

第2章 学校施設再生のあり方

1. 学校施設の役割

学校施設の再生を進めるにあたり、学校施設の基本的な役割を次のようにとらえることとします。

- ① 学校施設は児童・生徒にとっての学習・生活の場であり、学校教育活動の基本的な教育環境である。
- ② 学校施設の整備は、質の高い教育を実施するために重要な事業であり、習志野の教育を実現するための条件となるものである。
- ③ 学校施設は児童・生徒の教育施設であるとともに、地域住民にとっても身近な公共施設であり、生涯学習、文化、スポーツ、福祉など、公共的な活動の場としての地域コミュニティの拠点施設である。
- ④ 学校施設は、災害時などの非常時においては、地域の災害対策の拠点となる施設である。

2. 基本的な考え方

老朽化した施設を時代の変化に対応した、教育水準などを満たした施設へと転換していく必要があります。その取り組みにおいては、安全・安心で質の高い教育環境の確保、公共施設再生計画との連携のもとでの適正規模・配置を踏まえた質と量の検討、計画的な学校施設再生の推進、地域の拠点施設としての役割の発揮などを目指す中で、学校施設の再生に取り組むことが重要であると考えます。

3. 市の取り組みにおける学校施設再生計画の位置づけと必要性

習志野市の教育ビジョンを具体化するために、新たな学校施設整備計画を「学校施設再生計画」として策定することを提案します。

【学校施設再生計画の必要性】

- ① 学校施設整備の必要性、教育的な効果等を整備方針、計画という形で「見える化」することは、事業費を確保し、整備事業を推進するうえで有効である
- ② 児童、生徒数の中長期的な推移を踏まえ、施設整備方針及び計画を策定することで、短期的な視点による短絡的な対応を回避でき、限りある財源等を有効活用することが可能となる
- ③ 市域全体で将来の学校施設の役割や教育環境等の変化を見通し、学校施設整備方針を策定し、計画的に事業化することで、教育内容・方法等の見直し、学習環境の変化に適切に対応することが可能となる
- ④ まちづくりの最重要課題である公共施設の老朽化対策について、整合性ある計画立案が可能となる

4. 計画期間

学校施設再生計画の計画期間は、次期基本構想・基本計画及び公共施設再生計画との整合を図り、右の通りとすることを提案します。



5. 学校の適正規模及び適正配置の推進

公共施設再生計画に基づき、学校施設を地域の拠点施設として位置づけ、地域の実情等を踏まえた上で、多機能化・複合化を進めることを基本に、学校施設の規模、配置についての検討を行うことを求めます。

(1) 学校の適正規模

- ① 学校教育法施行規則第41条の「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」
- ② 現状の学級数を考慮した一定の目安を示す
- ③ 長期間にわたり、標準とする学級数から外れることが想定される場合は、規模の適正化を進める

(2) 学校の適正配置

学校の適正配置は、学校や地域が抱える固有の事情や課題に留意しつつ、以下の項目に配慮しながら検討を進めることが重要である。

- ① 地域と学校の連携
- ② 地域ごとの開発動向や人口構成の変化
- ③ 通学区域
- ④ 学校規模の小規模化及び大規模化の動向（望ましい学級数からの乖離）

(3) 適正規模からの乖離が進んだ場合の対応策

将来の適正化を目指して、保護者や地域住民との情報提供や広報活動を行うことで、より良好な教育環境を目指す取り組みが前進するような対応が必要と考えます。そのうえで、学校施設再生計画の検討にあっては、老朽化の現状に加えて、適正規模についての検討を行うことを求めます。

6. 学校施設整備水準の検討

学校施設再生計画の中で、学校施設整備水準を検討し、示していくことが必要である。